

第24回日本インターネットガバナンス会議  
(IGCJ 24)

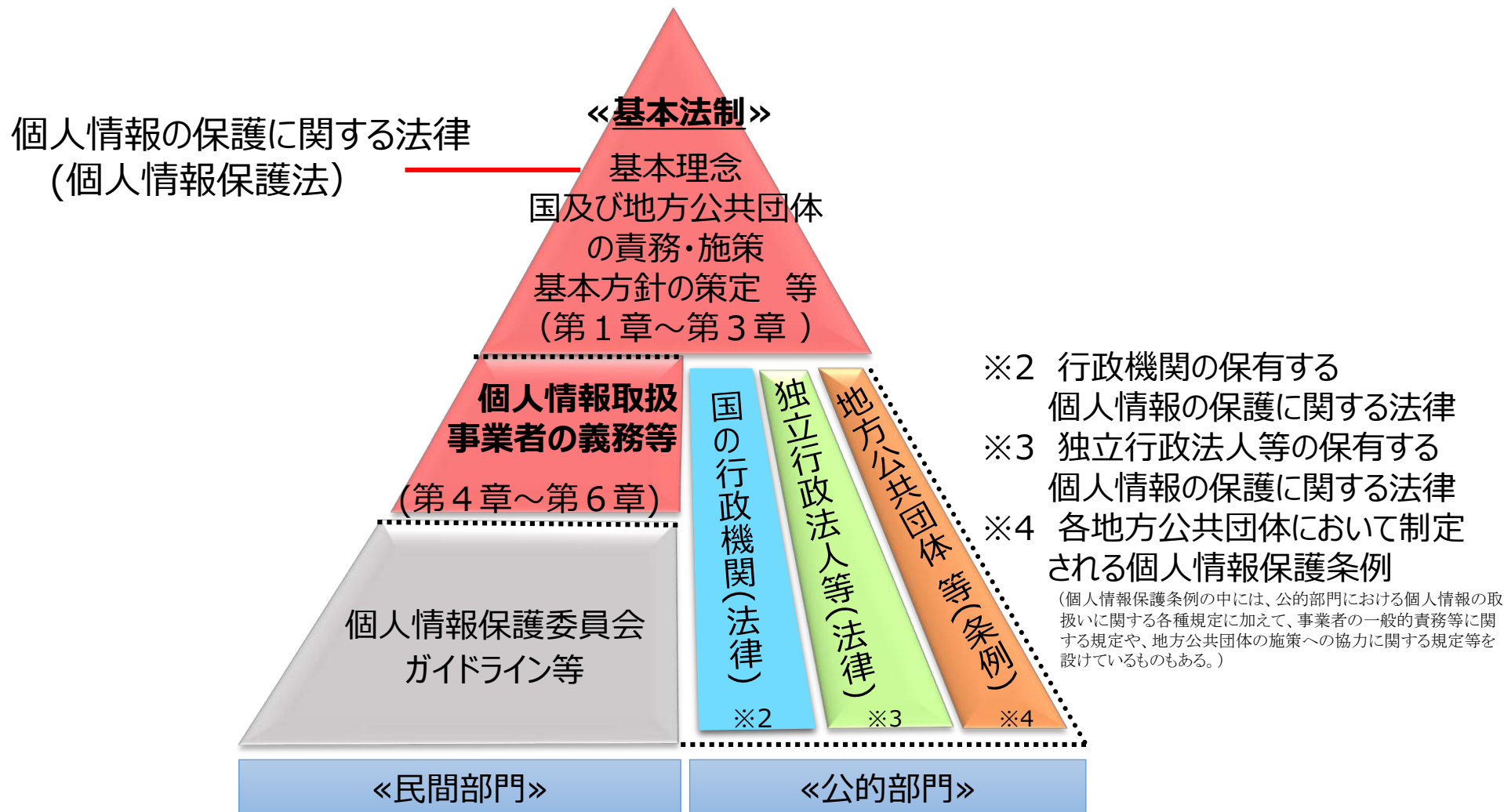
# 個人データの円滑な 越境移転に向けた取組み

～一般データ保護規則(GDPR)適用に向けた現状および取組み～

平成30年5月25日

個人情報保護委員会事務局 参事官  
小川 久仁子

# 個人情報保護制度の体系



2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

## 環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

### 1. グレーゾーンの拡大

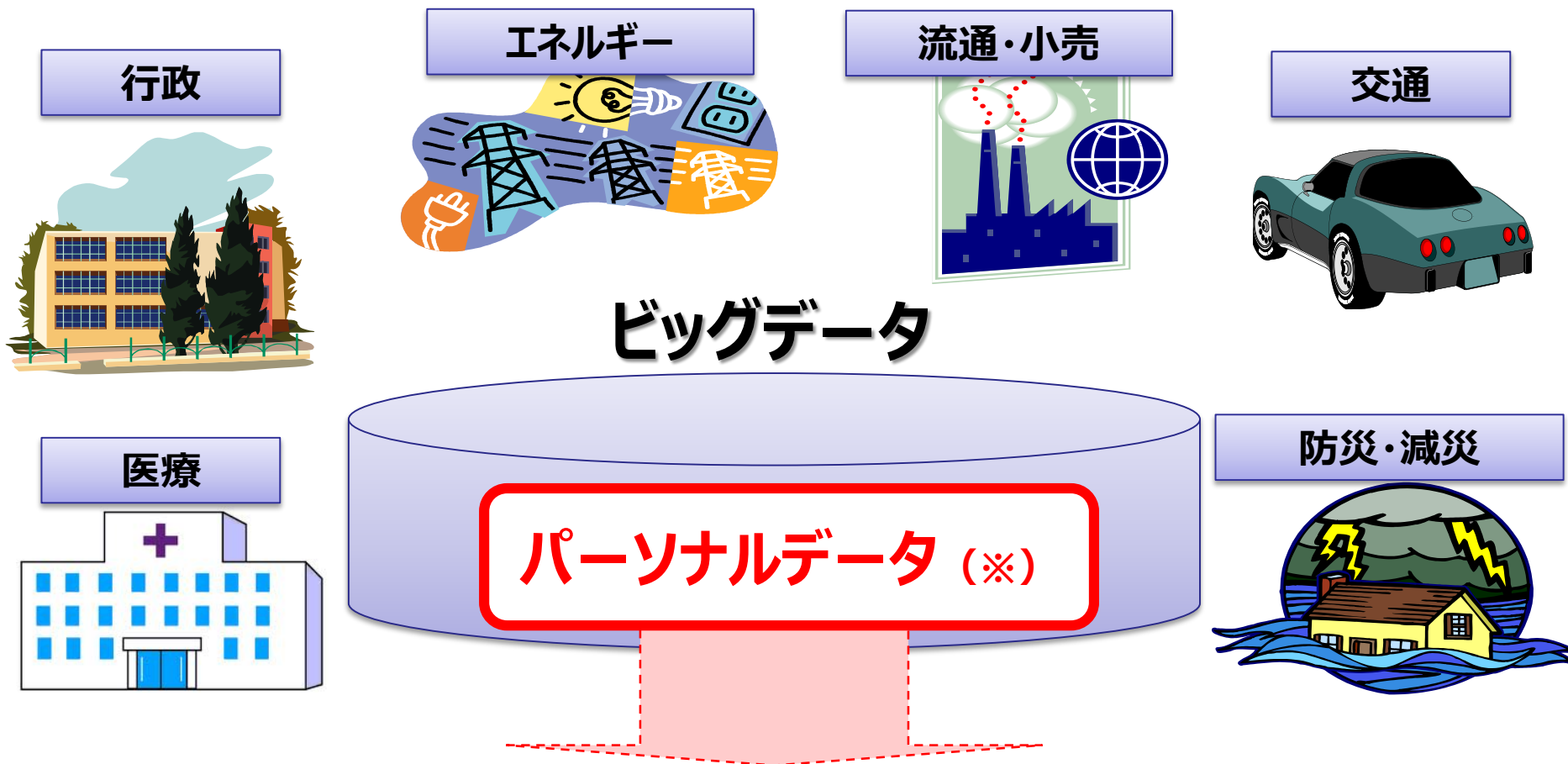
個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

### 2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

### 3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通



**プライバシー保護にも配慮したパーソナルデータ利活用のための  
データ利用環境整備が喫緊の課題**

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



## 個人情報保護法の目的

### 第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## ○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

### ●改正のポイント●

#### 1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

#### 2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化（個人識別符号）。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

#### 3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

#### 4. グローバル化への対応

- ①域外適用に関する規定の新設
- ②外国執行当局への情報提供に関する規定の新設
- ③外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の新設

#### 5. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

#### 6. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）

## 沿革

- **平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置**  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- **平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置**  
(特定個人情報保護委員会から改組)  
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

## 所掌事務

- (1) マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
- (2) 個人情報保護法に関する事務、監視・監督 (個人情報保護法を所管)
- (3) 上記(1)、(2)に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

## 組織

- 委員長1名・委員8名 (合計9名) の合議制 (行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使 (任期5年)
- 委員会事務局の職員数 : 131名 (平成30年4月現在)



## 1. 個人識別符号

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
  - ・ 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）
  - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

○政令・委員会規則で以下の番号・符号を個人識別符号と規定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ② 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）



顔認識データ



指紋認識  
データ



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー



## 2. 要配慮個人情報の規定の新設

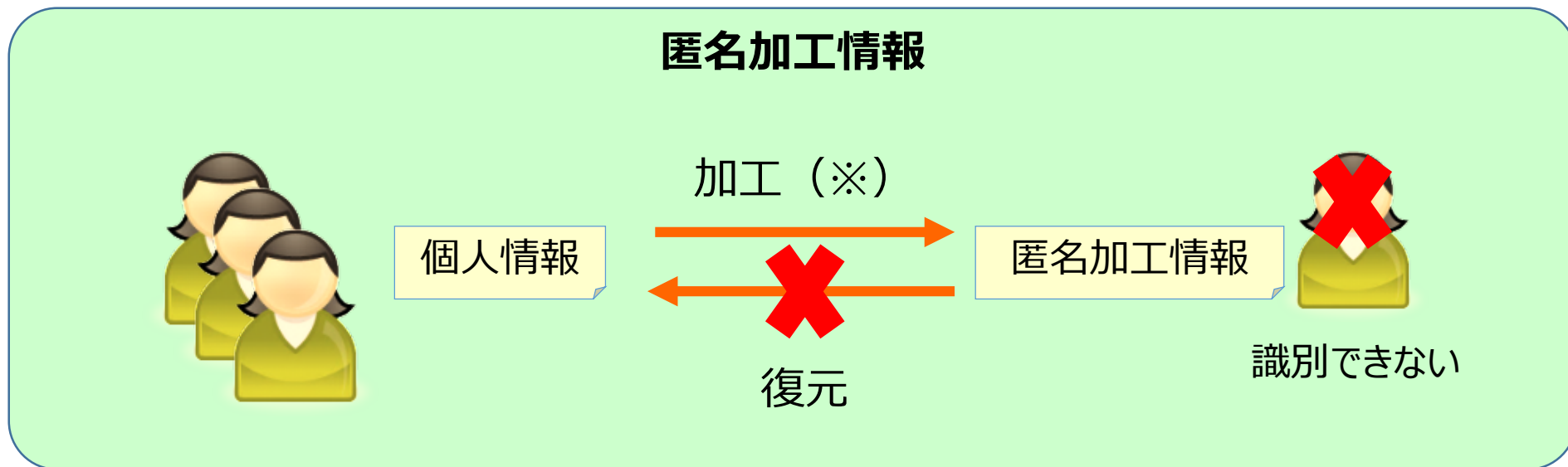
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
  - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
  - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

### 3. 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



**※匿名加工情報の作成に関する基準** (個人情報保護委員会規則に明記)

- ① **特定の個人を識別することができる記述等** (例: 氏名) の全部又は一部を削除 (置換を含む。以下同じ。) すること
- ② **個人識別符号** (例: マイナンバー、運転免許証番号) の全部を削除すること
- ③ 個人情報と他の情報とを**連結する符号** (例: 委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID) を削除すること
- ④ **特異な記述等** (例: 年齢116歳) を削除すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の**性質を勘案し、適切な措置を講ずること**

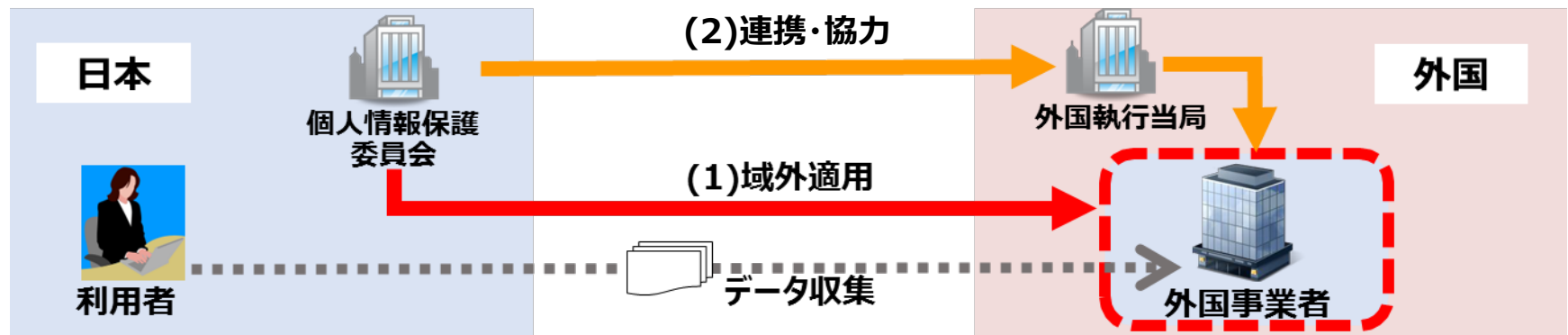
## 4. グローバル化への対応

### (1) 域外適用に関する規定

- ✓ 日本にある者に対する物品、サービスの提供に関連して、個人情報を取得した外国にある個人情報取扱事業者にも個人情報保護法が適用される（法75条）

### (2) 外国執行当局への必要な情報提供に関する規定

- ✓ 外国の事業者が日本にある者の個人情報を不適切に取り扱った場合に、外国の執行当局が外国の法令に基づく執行をすることができるよう、必要な情報提供を行うことができる（法78条）
- ✓ 国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）に正式メンバーとして参加。
- ✓ 外国の執行当局との情報提供に向けた体制づくりを実施



### （３）外国の第三者への個人データの提供

✓ 以下のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への個人データの提供が可能。

- ① 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。

「規則で定める基準」：

- ◆ 提供を受ける者における個人データの取扱いについて、**適切かつ合理的な方法**により、個人情報保護法の趣旨に沿った**措置の実施が確保**されていること

・「適切かつ合理的な方法」の例：

委託契約やグループ企業の内規・プライバシーポリシー、提供元の個人情報取扱事業者がAPECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を取得している場合等

・「個人情報保護法の趣旨に沿った措置」の具体例：

OECD、APEC等の国際的な枠組みの基準に基づいたもの

- ◆ 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る**国際的な枠組みに基づく認定**を受けていること

・提供先の外国にある第三者がAPECのCBPRシステムの認証を取得している場合

- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する。

### 窓口での相談受付件数

**19,870 件**  
相談窓口の受付件数

### 広報・啓発

**250回、約25,900人**  
の参加者  
個人情報保護法、マイナンバーガイドライン等に関する説明会の開催状況

### 個人情報の適正な取扱いに関する監視・監督

<b>490 件</b> 漏えい等の報告	<b>533 件</b> 報告徴収	<b>335 件</b> 指導・助言	<b>31 件</b> あっせん
-------------------------	----------------------	-----------------------	---------------------

## ➤ EU

- 相互の円滑な個人データの移転を実現するために、個人情報保護委員会と欧州委員会司法総局との間で対話を進めてきており、相互の制度に関しては一通り確認。 本年の早い時期を目標に、手続きを進めることで一致。

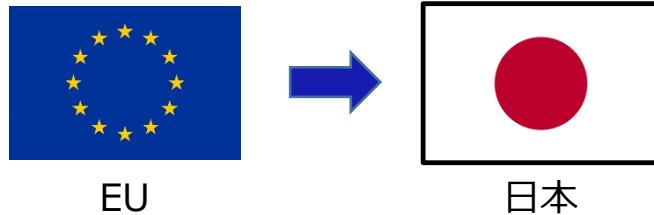
## ➤ 英国

- 英国のEU離脱後も日英間の相互の円滑な個人データ移転が確保されるように、英国当局（制度を所管する文化・メディア・スポーツ省及びデータ保護機関であるICO）との対話を実施。

## ➤ 米国

- 米商務省とは、多国間の取決めであるAPEC越境プライバシールール（CBPR）システム（企業に対しAPEC基準を認証する仕組み）の促進を行っていくことで協力関係を構築。
- 当委員会としては、アジア諸国の加盟・国内企業の参加を促進し、EUの個人データ越境移転の制度との相互運用を展望。

## GDPR



### 十分性認定

十分な個人情報の保護水準が保障されていることを欧州委員会が認めた場合。

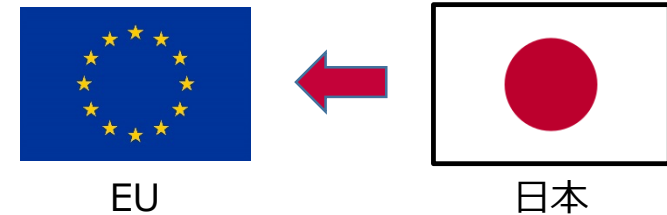
### 体制整備

企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。

### 本人同意

十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。

## 個人情報保護法



### 国指定

提供先の第三者が個人情報保護委員会の認めた国・地域に所在する場合。

### 体制整備

提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

### 本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

## ✓ 2016年7月 個人情報保護委員会が取組方針を決定

- EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）と相互の円滑なデータ移転を図る枠組みを構築する方針を決定。与党（10月）、経済界（12月）からも相互の自由な越境移転を求める要望あり。

## ✓ 2017年1月 欧州委員会が政策文書を公表

- 十分性認定について、日本が優先国であること、及び双方向の対話であることとして言及。

## ✓ 欧州委員会との対話の実績

- 2016年4月～2018年5月 司法総局との累次の対話 53回（うち、ビデオ会議37回）
- 2017年3月・7月 個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員との会談  
【参考】2017年7月 日EU定期首脳会談における政治宣言の発出  
（上記の委員同士の会談を評価し、同会談での合意事項である2018年の早い時期までの枠組み構築を再確認）
- 2017年12月 個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員との会談  
（双方の制度間の関連する相違点に対処するための解決策として、EUから日本へ移転された個人情報に係るガイドラインの策定を日本側が検討すること、2018年前半に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致。）

## ✓ 個人情報保護委員会の取組状況

- 2018年4月25日～ 上述の委員同士の会談において合意した内容を踏まえ、ガイドライン案を作成し、意見募集を開始（募集期間は5月25日まで）
- 2018年5月9日 外国指定に係る判断基準を個人情報保護委員会規則で策定



**熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成29年7月3日）**

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）は、基本的な権利として、また、デジタル・エコミーにおける消費者の信頼の重要な要素としての高水準のデータ保護の推進を視野に対話を進展させるため、2017年7月3日にブリュッセルで会談を行った。

両者は、日本及びEUのデータ保護の制度に関する相互の理解をより一層深めてきた、個人情報保護委員会事務局と欧州委員会司法総局による過去数か月間の作業を歓迎した。同作業に基づき、両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。

以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。

## 安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による 共同宣言（平成29年7月6日）（外務省作成仮訳）

G7伊勢志摩サミットにおいて、我々は、情報の自由な流通は、グローバル経済及び発展を促進するための基本的な原則であり、また、デジタル経済に関わる全ての主体にとってサイバー空間への公正で平等なアクセスを確保するものであることを再確認した。

我々は、基本的な権利として、及び、デジタル経済における消費者の信頼にとっての中心的な要素として、デジタル経済の発展を導きつつ、相互のデータ流通を一層促進することにもなる高いレベルのプライバシー及び個人データの安全性を確保することの重要性を強調する。それぞれのプライバシー法制に係る最近の改革、すなわち、2018年5月25日から適用されるEU一般データ保護規則（2016年5月24日発効）及び2017年5月30日に全面施行された日本の個人情報保護法を前提に、日本及びEUは、包括的なプライバシー法制、一連の中核的な個人の権利及び独立した監督機関による執行を特に基礎とする、双方の2つの制度の収れん性を一層高めてきた。これは、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ、データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に、我々は、2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。

## 熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（2017年12月14日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員は、相互に十分性を見出すことを、2018年のできるだけ早い時期に達成するための作業を加速させることを目指して、2017年12月14日に東京で建設的な会談を行った。

両者は、この目的の重要性を、特に最近の日EU経済連携協定（EPA）の交渉妥結の観点から再確認した。個人データの自由な流通を確保することにより、十分性を同時に見出すことは、基本的なプライバシーの権利の保護を強化しながら、日EU・EPAの便益を補完し拡大することができる。これは日EU間の戦略的なパートナーシップにも貢献する。

両者は、過去数か月の大きな進展を評価するとともに、双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策を探った。両者は、次の段階へ進み、解決策の詳細について作業すること、また、議論のペースを加速させることに合意した。これを念頭に置きつつ、次回のハイレベル会談については、議論を完結させることを目指し、2018年初めにブリュッセルで開催することとする。

## 「デジタルかつグローバルの時代に適合するデータ保護ルール」（2018年欧州データ保護の日先立つティーマンス筆頭副委員長・アンシップ副委員長・ヨウロバー委員・ガブリエル委員による共同声明）（2018年1月26日公表）（部分）（仮訳）

欧州連合は、データ保護において世界的に先頭に立ち、高い水準を目指すことに誇りを持っている。我々は自身のデータ保護の価値観を国際的なレベルで広めることに尽力する。我々の経済は、データの国際的な流通に強く依存している。欧州連合は、米国との間でのデータの相互流通を促進するため、2016年に欧州-米国プライバシー・シールドを開始した。現在は、欧州と日本の間で個人データの自由な流通を可能とするための公式な手順を完了させるべく、日本と議論しているところである。これらの個人データの相互流通は、貿易を促進する一方で、完全に我々のデータ保護水準を尊重するものである。

ガイドラインにおける項目	規律の内容	実務への影響
要配慮個人情報の範囲	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報を、要配慮個人情報と同様の取扱いとする。	そもそもこのような情報がEUから移転されてくることは想定されず、影響は大きくない。
開示請求権	国内法上は、6ヶ月を越えて保有する個人データのみ対象となっているが、6か月以内に消去することとなる個人データも同様に請求に応じることとする。	保有期間にかかわらず請求に応じている企業は多い。 また、そもそも6か月以内に消去することとなる個人データがわざわざEUから移転されてくることは想定しにくい。
利用目的の特定	第三者から提供を受ける個人データを、提供元が特定した利用目的の範囲内で、利用することとする。	もともと丁寧に対応していればこのような運用となるところ、EUから個人データを移転するような企業においては丁寧な対応をしていると想定され、影響は大きくない。
日本から外国への個人データの再移転	提供先の事業者における体制整備を根拠として、外国へ個人データを移転する場合には、 <u>契約等により個人情報保護法と同等の保護を確保することとする。</u>	もともと丁寧に対応していればこのような運用となるところ、EUから個人データを移転するような企業においては丁寧な対応をしていると想定され、影響は大きくない。
匿名加工情報	匿名加工情報として扱う場合、加工方法に関する情報を削除することにより、何人にとっても再識別を不可能とする。	仮IDを付与しての時系列分析を行うことはできなくなるが、現時点において、EUから移転した個人データとの混合分析について強いニーズがあるとは考えにくい。 今後欧州の産業界とも連携して、保護と利活用の適切なバランスの実現に向けて欧州委員会と協議していく予定。

## 個人情報保護法第24条の外国指定に係る判断基準

- ① 個人情報保護法上の個人情報取扱事業者の義務に関する規定に相当する規定・コンプライアンス態勢があること。
- ② 独立した第三者機関があること、また、法令を執行することができる態勢を確保していること。
- ③ 相互の理解、連携及び協力が可能であること。
- ④ 個人情報の保護を図りつつ相互の円滑な移転を図る枠組みの構築が可能であること。
- ⑤ 我が国としてその国・地域を指定する必要性が認められること。

※ 個人情報保護委員会は、指定した外国に対して、レビューや取消しを行うことができる。

## 直近1年間におけるEU（EEA参加3か国を含む）データ保護機関との対話

- |              |               |              |               |
|--------------|---------------|--------------|---------------|
| ○2017年1月31日  | フランス (CNIL)   | ○2017年11月20日 | ギリシャ          |
| ○2017年2月2日   | オランダ          | ○2017年11月22日 | イタリア          |
| ○2017年2月3日   | イギリス (ICO)    | ○2017年11月22日 | マルタ           |
| ○2017年3月7日   | ポーランド (GIODO) | ○2017年11月24日 | アイルランド        |
| ○2017年3月8日   | ドイツ (BfDI)    | ○2017年12月4日  | スロバキア         |
| ○2017年4月11日  | イギリス (ICO)    | ○2017年12月5日  | ハンガリー         |
| ○2017年5月11日  | ベルギー (CPP)    | ○2017年12月7日  | スロベニア         |
| ○2017年5月17日  | ルーマニア         | ○2018年1月10日  | フランス (CNIL)   |
| ○2017年5月22日  | スペイン          | ○2018年1月17日  | フィンランド        |
| ○2017年5月23日  | ポルトガル         | ○2018年1月19日  | エストニア         |
| ○2017年6月14日  | オーストリア        | ○2018年1月22日  | スウェーデン        |
| ○2017年6月15日  | チェコ           | ○2018年1月24日  | デンマーク         |
| ○2017年6月16日  | ルクセンブルク       | ○2018年3月16日  | オーストリア        |
| ○2017年10月19日 | ブルガリア         | ○2018年3月19日  | アイスランド        |
| ○2017年10月20日 | クロアチア         | ○2018年3月19日  | ドイツ・ニーダーザクセン州 |
| ○2017年11月2日  | ラトビア (DSI)    | ○2018年3月20日  | ドイツ・バイエルン州    |
| ○2017年11月3日  | リトアニア (SDI)   | ○2018年3月21日  | ノルウェー         |
|              |               | ○2018年3月23日  | リヒテンシュタイン     |

## 来日の目的

欧州委員会によって日本に対する十分性の認定に向けた検討（相互認証に向けた日EU間の対話）が進められていることを受け、同検討の妥当性（意見具申の要否）を見極めるべく、日本における個人情報保護の状況を視察することが主目的。あわせて、ロボット開発やサイバーセキュリティに関する取組についての視察も目的とする。

## 議員団の構成（出身国）



× 2

英国



ドイツ



× 2

ポーランド



フランス



ポルトガル



ルーマニア

## スケジュール

2017年10月31日

【午前】個人情報保護委員会との会談  
【午後】産業界代表（経団連）との会談  
国会議員との会談

2017年11月1日

【午前】総務省との会談  
【午後】個別企業訪問  
経済産業省との会談

2017年11月2日

【午前】個別企業訪問  
【午後】学術研究者との会談  
消費者団体との会談

## 結果

特に日本の事業者における個人情報保護の取組に感銘を覚えた様子（ある議員からは「次はブリュッセルで産業界代表と議員団との意見交換を実施したい」との希望が示されたとのこと）。

また、ある議員は、「very promising」といったポジティブな表現をもって個人情報保護委員会との会談を紹介。



- 「データ保護指令」に基づく各国法に代わり、2018年5月25日からは「一般データ保護規則」（GDPR: General Data Protection Regulation）がEU加盟国（及びEEA協定に基づきEU法の適用を受けるアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）に直接適用される。

### 【事業者の義務の例】

	GDPR	個人情報保護法
センシティブデータ	取扱い禁止	取得と提供には本人の事前同意が必要
アクセス権	全ての個人データが対象	6ヶ月以上保有の個人データのみ対象
データポータビリティの権利	認められる	開示請求権あり
データの取扱いの記録義務	全ての取扱いが対象	第三者提供時のみ対象
データ漏えい時の監督当局への通知義務	リスクをもたらす可能性が高い場合には72時間以内に通知する義務	委員会告示等に従い報告する努力義務 ただし、時間制限の規定なし
データ保護オフィサー	次の場合に任命義務あり ● 定期的かつ体系的な大規模監視を必要とする場合 ● 大規模のセンシティブデータを処理する場合	任命義務なし ただし、従業員の監督義務や安全管理措置を講じる義務あり

### 【EU域外の事業者にも適用される可能性：域外適用】

- ✓ EU域内の個人に向けた商品/サービスの提供
  - ✓ EU域内の個人の行動監視（追跡）
- ※ 言語・通貨・消費者への言及等の事情によりEUに対する商品/サービスの提供の意図が明白か否かが基準
- に伴う個人データの取扱いに対しては、EU域外所在の事業者についてもGDPRが適用される

### 【違反時の制裁金】

- ✓ 最大2,000万ユーロまたは全世界年間売上高の4%の制裁金

## アクセスは委員会ウェブサイトトップページから

### 個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission  
法人番号：4000012010025

[> 本文へ](#) [> サイトマップ](#)

[ENGLISH](#)

文字サイズ変更 [標準](#) [大きめ](#)



検索

[ホーム](#)

[委員会の概要](#)

[個人情報保護法について](#)

[マイナンバーについて](#)

[委員会の活動](#)

[お知らせ](#)

[お問合せ・申請](#)



マイナンバーに関する情報はこちら

[ホーム](#)

[委員会の概要](#)

### 新着情報

- ▶ 平成30年4月23日 [その他](#) 期間業務職員等採用について更新しました。
- ▶ 平成30年4月19日 [調査等](#) 新たに「個人情報保護に関する事業者の取組実態調査の報告書（平成30年3月）」を掲載しました。
- ▶ 平成30年4月16日 [その他](#) 選考採用について掲載しました。
- ▶ 平成30年4月13日 [その他](#) 日本個人情報管理協会から届出のあった個人情報保護指針を公表しました。

知っていますか  
GDPRについて

知っていますか?  
APEC/  
CBPR 認証について

トップページ右のバナーからGDPR情報ページへ！

## 個人情報保護委員会ウェブサイト GDPR情報提供ページのコンテンツ一覧

### 【GDPRの概要】

### 【EU域外適用に関する影響】

- JIPDECのGDPR本文日本語仮訳掲載ページへのリンク
- GDPRガイドラインの日本語仮訳（データポータビリティ、データ保護オフィサー（DPO）、主監督機関及びデータ保護影響評価（DPIA）の4本）（その他のガイドラインも順次日本語仮訳を掲載予定）
- 説明と欧州委員会がWebサイトに掲載している資料の日本語仮訳付き
  - ・ 欧州委員会 Infographic（中小企業向けに簡単にまとめられたGDPR説明の日本語仮訳付き）
  - ・ Fact Sheet “Questions and Answers – Data protection reform package”（欧州委員会のGDPRによるデータ保護改革案についての質疑応答概略の日本語仮訳付き）

### 【越境データ移転】

- EU域内から域外へ個人データを移転する条件
- EUが十分なレベルの個人データ保護を保障している旨決定している国・地域

### 【日EU間の越境データ移転】

- 我が国から個人データを越境移転する条件
- 日EU間の対話実績

### 【参考（外部サイトへのリンク）】

- 欧州連合 法令関連公開サービスのGDPRページ
- 欧州委員会のGDPRガイドラインとそのQ&A
- 欧州委員会のData Protection Reform - Factsheets 16 Jan 2017（EU加盟国の各国語）
- 英国情報コミッショナーオフィス（ICO）のGDPR解説
- フランス情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）の処理者向けGDPR解説
- ルクセンブルクデータ保護機関のGDPRに関するQ&A
- アイルランドデータ保護機関のGDPR解説

## 29条作業部会によって公表されたGDPRのガイドライン (一部は日本語仮訳をウェブページに掲載済・その他も準備が整い次第掲載予定)

### 【パブリックコメントを受けた修正版が公表済のもの】

- データ保護影響評価 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データポータビリティ 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データ保護オフィサー 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 主務監督機関 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 制裁金
- 個人データ漏えい通知
- 自動化された意思決定とプロファイリング
- 透明性
- 同意

### 【パブリックコメントが終了したもの】

- 第49条 <充分性認定、特定の安全保護措置以外の越境移転事由>
- 認証機関の認定

○2016年5月

グローバルプライバシー執行ネットワーク (GPEN) 正式メンバー

○2016年6月

アジア太平洋プライバシー執行機関 (APPA) 正式メンバー

○2017年6月

欧州評議会個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約  
(条約第108号) 諮問委員会への当委員会のオブザーバー参加

○2017年9月

データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 (ICDPPC) 正式メンバー



Thank you !

Kuniko Ogawa

[ogawa-k5pw@ppc.go.jp](mailto:ogawa-k5pw@ppc.go.jp)

